

青森県報

第三千五百十四号

平成二十四年
三月十六日
(金曜日)

目次

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
一部を改正する規則

(人事課) 一

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(こども
みらい課) 一

告示

理容師法による管理理容師の講習会の指定

(保健衛生課) 二

美容師法による管理美容師の講習会の指定

(同) 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定

(高年齢福祉
保険課) 三

公共測量の終了

(監理課) 三

右 同

(同) 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(河川砂防課) 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正

(同) 四

漁船保険付保義務の発生

(下北地域
県民局) 四

公告

大規模小売店舗の変更の届出

(経営支援課) 五

右 同

(同) 六

青森県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の
公表

(水産振興課) 七

監査委員

監査結果に対する措置の公表

(事務局) 九

右 同

(同) 一〇

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町
村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき
市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町
村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次
のように改正する。

第二条中「第二十四条第十九号」を「第二十条第十九号」に改める。

第三条中「第四十二条第七号」を「第三十九条第七号」に改める。

第四条中「第四十五条第六号」を「第四十二条第六号」に改め、同条第一号中「第
四十五条第二号」を「第四十二条第二号」に改め、同条第二号中「第四十五条第三号」
を「第四十二条第三号」に改める。

第五条中「第四十六条」を「第四十三条」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施
行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年十二月青森県規則第四百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県認定こども園の認定の基準を定める条例（平成十八年十月青森県条例第八十号）」を「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成二十三年十二月青森県条例第四十九号）」に改める。

第三条第三項中「第六条第一項」を「第六条」に改める。

第一号様式中「就学前の子どもに関する教育、和音等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項各号（第2項各号）」を「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条第1項各号（第2項各号）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百八号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六

財団法人理容師美容師試験研修センター
二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十四年六月四日（月）、平成二十四年六月十一日（月）、平成二十四年六月十八日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

三 受講対象者

理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の一八 第一広瀬ビル七階

財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第二百九号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十四年六月四日（月）、平成二十四年六月十一日（月）、平成二十四年六月十八日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階

財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第二百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
	特定非営利活動法人みなな	青森市大字古館字大柳八八の六	特定非営利活動法人みなな	青森市大字古館字大柳八八の六	平成 二四・三・二三

青森県告示第二百十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

平成二十三年六月十日から平成二十四年二月二十九日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第二百十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基本重力測量）

二 作業期間

平成二十三年七月二十五日から平成二十四年二月二十九日まで

三 作業地域

青森市

八戸市

三沢市

むつ市

下北郡佐井村

青森県告示第二百十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

小峠二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

五	標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
四	"	八戸市	是川	小峠	三の二二四
三	"	"	"	"	三の四七
二	"	"	"	"	三の二五
一	"	"	"	"	三の二二九

青森県告示第二百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、昭和四十八年三月三十一日青森県告示第二百十八号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第二十三号を次のとおり改める。

第二十三 日計二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域（市道日計前八太郎山線及び市道八太郎山線の区域を除く。）。この場合において、標柱十二号と標柱十三号を結んだ線は市道小田八太郎山線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号

十二	標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
十一	"	八戸市	日計四丁目	八太郎山	一三三の一
十	"	"	河原木	"	一〇〇の一六
九	"	"	日計五丁目	"	一〇〇の八
八	"	"	"	"	五の二〇〇
七	"	"	"	"	四の二〇〇
六	"	"	"	"	四の二〇〇
五	"	"	"	"	四の二〇〇
四	"	"	"	"	四の二〇〇
三	"	"	"	"	四の二〇〇
二	"	"	"	"	四の二〇〇
一	"	"	"	"	一六の二〇〇
十三	"	"	日計四丁目	"	一七の二〇〇
十二	"	"	"	"	一四の二〇〇
十一	"	"	"	"	一三の二〇〇

青森県告示第二百十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一番地一 中 岫 武 満	六ヶ所
上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂六番地四 高屋敷 喜代一	
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一一一番地 高 松 政 二	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	（仮称）七戸ショッピングセンター 上北郡七戸町大字荒熊内六七の七〇外	変更後	イオン七戸ショッピングセンター 上北郡七戸町大字荒熊内六七の九〇外	変更年月日	平成 二〇・九・二五
-----	---------------------------------------	-----	--------------------------------------	-------	---------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社
青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二
代表取締役 村井正平

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 村井正平	変更後	株式会社御菓子のみやきん 代表取締役 宮澤公生 上北郡七戸町字七戸三二九の一	変更年月日	平成 二〇・九・二五
変更前	株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努 東京都八王子市暁町一丁目三二の一三	変更後	同上	変更年月日	同上

届出年月日	平成二十四年三月二日	届出書の縦覧	場所 青森県商工労働部経営支援課及び七戸町役場	期間 平成二十四年三月十六日から同年七月十六日まで	時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで	意見書の提出 ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。	この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。	提出期限 平成二十四年七月十六日	提出先 青森県商工労働部経営支援課	記載事項 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見及びその理由	株式会社コックス 代表取締役 池内清和 東京都中央区日本橋浜町一丁目二の二	株式会社パティズ 代表取締役 齋藤啓一 福島県会津若松市宮町五の二四	イオンペット株式会社 代表取締役 小川明宏 千葉県市川市南八幡四丁目一七の八	株式会社未来屋書店 代表取締役 中山章 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六	"	"	"	"
-------	------------	--------	----------------------------	------------------------------	--------------------------	--------------------------------------	--	---------------------	----------------------	--	---	--	--	---	---	---	---	---

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン七戸ショッピングセンター
- 上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 村井正平
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐輪場の位置及び収容台数 一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり） 駐輪場 六六台	一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり） 駐輪場 四六台	平成二四・二・三
廃棄物等の保管施設の位置及び荷さばき施設の位置及び面積	一五六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり） 荷さばき 七八平方メートル 荷さばき 七八平方メートル	一五六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり） 荷さばき 一五六平方メートル	
廃棄物等の保管施設の位置及び	二二三・三立方メートル（位置は、届出書	二二三・三立方メートル（位置は、届出書	

容量

届出年月日	届出書及び添付書類の縦覧	容量
平成二十四年三月二日	届出書及び添付書類の縦覧	添付図面のとおり 一 廃棄物保管施設一の 九・一立方メートル 二 廃棄物保管施設一の 四・三立方メートル 三 廃棄物保管施設一の 二・六立方メートル 四 廃棄物保管施設二の 一・二立方メートル 五 廃棄物保管施設二の 一・九立方メートル 六 廃棄物保管施設二の 三・二立方メートル
		添付図面のとおり 一 廃棄物保管施設一の 一三・三立方メートル 二 廃棄物保管施設一の 六・二立方メートル 三 廃棄物保管施設一の 三・八立方メートル

- 四 届出年月日
平成二十四年三月二日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
- 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び七戸町役場
- 2 期間
平成二十四年三月十六日から同年七月十六日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十四年七月十六日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載するもの。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十三年十二月二十六日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十四年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吉

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成21年において、生産量が26万トンで全国第4位、生産額が53.1億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなっている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源について、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成23年4月～平成24年3月	若干
まあじ	平成23年1月～12月	若干
まいわし	平成23年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月～平成24年6月	若干
するめいか	平成23年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成24年4月～平成25年3月	若干
まあじ	平成24年1月～12月	若干
まいわし	平成24年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成24年7月～平成25年6月	若干
するめいか	平成24年1月～12月	若干

(注)平成24年のまさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成24年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成24年5月1日から平成24年6月30日まで	388

(注)小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

調 査 報 告

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成24年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成24年5月1日から平成24年6月30日まで	388

(注)機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵期魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

調査結果に対する措置の公表

平成24年2月15日付け青森県報号外第4号で公表した調査の結果について、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月16日

青森県調査委員 泉 山 哲 章
同 元 木 篤 子
同 工 藤 兼 光
同 岡 元 行 人

調査箇所名	調査結果	措置の内容
財団法人21あおもり産業総合支援センター	設備貸与事業、機械類貸与事業及びオーダーメイド型貸工場モデル事業の未収金の解消に努めること。	設備貸与事業及び機械類貸与事業の未収金については、四半期毎に未収企業対応検討会議を開催し、個別の未収企業との状況に応じた回収計画を立てるとともに定期的に企業訪問を行う等現状を把握し、必要に応じて当該企業の再生協議会などの活用を促しながら、計画的な回収に努めていくとともに、回収不能な未収金については、計画的な貸倒償却に努めていく。 なお、未収金の発生防止が最も重要だと考えており、そのため、貸与に当たった際の現地調査はセンターの中小企業診断士の資格を有する職員が主体となつて実施するとともに、センター内部での「事前審査」に諮り、さらに外部委員等で構成する「設備投資助成審査委員会」を経たうえで貸与決定している。 また、貸与後のフォローアップとして、毎年度「設備利用状況調査」を実施しているほか、直接、企業を訪問し

経営状況等をチェックしている。事業オーナースマートフォンアプリによる未収金については、旧イーアイエス株式会社自己破産の申立に伴い、平成22年度の決算で未収債権の貸倒引当金損金算入限度額の50%を引当処理している。残りの50%も一般債権者への配当がないことが確定したことから、平成23年度予算において貸倒引当金を計上し、今年度の決算で全額貸倒償却の処理をすることとしている。

なお、平成23年11月末に新たに貸工場を利用する企業と賃貸借契約を締結したことから、貸賃料を計画どおり回収できるよう県と連携して産業動向等に係る有識者、会計の専門家などの協力を得て、定期的なチェックや指導・助言を行い、入居企業の経営の安定を図られるよう最大限の努力をし、県に対して借入金を全額返済できるように取り組む所存である。

監査結果に対する措置の公表

平成24年 2月15日付け青森県報号外第 4号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成24年 3月16日

青森県監査委員 泉 山 哲 草
同 元 木 篤 子
同 岡 藤 兼 光
同 岡 元 行 人

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県福岡情報センター	北東北三県福岡合同事務所運営協議会において、委託料において、契	委託契約で遵守すべき関係法規の内容等を再確認し、職員へ当該内容を周知するとともに、委託契約執行段階における手続内容等の確認の徹底に努め

青森県立控球少年自然の家	約手続が適正でないものがある。	ている。
	旅費において、支払手続が遅延しているものがある。	主催事業に係る事務処理期限を明示したスケジュール表を共有化し、事業担当者及び庶務担当者の相互確認を徹底することとした。
		また、各担当課長が随時スケジュールを確認することとした。

(発行所・発行人) 青森市長 豊田 一 番 一 号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町 千 百 一 番 七 七 号 東 奥 印 刷 株 式 有 限 公 司

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二百十五円一銭